

# 衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 6. 29 第 189 回国会第 15 号

6 月 29 日（月）、第 15 回の委員会が開かれました。

## 1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号） 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）

- ・岸田外務大臣、宮沢経済産業大臣、中谷国務大臣（防衛大臣・安全保障法制担当）、菅国務大臣、山谷国務大臣、加藤内閣官房副長官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 小田原 潔君（自民）

- ・船舶検査活動法の改正が我が国及び国際社会の平和と安全に対してどのような役割を果たすようになるのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・重要影響事態において我が国と物品役務相互提供協定（ACSA）を締結していない外国に後方支援活動を行うことは可能なのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・平和安全法制の整備による自衛隊の海外任務拡大に伴い、海外の情報収集・分析が重要性を増すと考えるが、外務省の情報収集・分析態勢の強化について、岸田外務大臣の取組を伺いたい。

### 中谷 真一君（自民）

- ・自衛隊が行う後方支援活動に関して、「非戦闘地域」という概念を廃止したことがなぜ国益となるのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・国民のリスクを極小化するために任務に当たる自衛官の名誉や補償の在り方について大いに議論すべきと考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

### 長妻 昭君（民主）

- ・昭和の一連の戦争は国策の誤りであったと考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の認識を伺いたい。
- ・日本周辺で日本を防衛する米艦船への武力攻撃が発生した場合に、我が国が個別的自衛権で対処するケースと集団的自衛権で対処するケースのメルクマールを伺いたい。
- ・平和安全法制関連法案のデメリットについての中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

### 長島 昭久君（民主）

- ・沖縄に対しては、その歴史、沖縄戦及び戦後の基地負担を留意し特別な配慮をもって接するべきと考えるが、加藤内閣官房副長官の見解を伺いたい。
- ・状況によっては米軍艦艇への攻撃を我が国に対する武力攻撃と認定できる場合がある旨の過去の内閣法制局長官の答弁があるが、それはどのような状況なのか、横畠内閣法制局長官に伺いたい。
- ・新ガイドラインで日米両政府は平時におけるミサイル防衛協力を約束したが、平和安全法制の整備により、どのような対応が新たに可能となるのか、伺いたい。

### 後藤 祐一君（民主）

- ・6 月 25 日の文化芸術懇話会会合で報道機関に圧力をかける等の発言が自民党議員からあったとされることに対して、報道の自由や表現の自由との関係から、菅内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・ホルムズ海峡における機雷掃海の事例は、他国が掃海することが考えられ、その場合は、他に適当な手段がないとする新 3 要件の第 2 要件を満たさないのではないか、岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・邦人を輸送中の米艦の防護について、当該米艦への攻撃のみでは存立危機事態と認定することはできないのではないか、横畠内閣法制局長官に伺いたい。

### 緒方 林太郎君（民主）

- ・今回の法整備で自衛隊法を改正しても南シナ海において警戒監視活動を単独で行う米艦船への給油は行うことができないが、これは米側からのニーズがなかったという認識でよいのか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・重要影響事態の定義にある「我が国の平和及び安全」とは具体的に何を意味しているのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

- ・周辺事態に該当し得る事例として6類型を挙げた過去の政府統一見解は、重要影響事態安全確保法への改正に伴い、どのように変容するのか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

### 小 沢 鋭 仁 君 (維新)

- ・アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の安定、平和及び繁栄を目的とし、日米同盟のグローバルな性質が強調された新ガイドラインは、米国が担っている世界の警察官としての役割を我が国に補完させるものであると考えるが、岸田外務大臣の所見を伺いたい。
- ・平和安全法制関連法案は、地理的条件、支援対象国及び支援内容において、憲法の平和主義による制約を逸脱するものであると考えるが、岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・重要影響事態安全確保法第2条に規定する「その他の重要影響事態に対応するため必要な措置」や同法第3条に規定する「その他これに類する組織」などは、解釈の余地が政府判断でいくらかでも拡大できるものとするが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

### 升 田 世 喜 男 君 (維新)

- ・平和安全法制の整備に関する世論調査において、政府による説明が十分ではないとの回答が69%、今国会で成立する必要がないとの回答が65%に達したことについて、菅内閣官房長官の所感を伺いたい。
- ・弾薬の提供及び戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は、攻撃対象となる補給基地で行

う極めて危険な活動であると考えているが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

- ・自衛隊が外国の軍隊と物品・役務を相互に提供するための枠組みである物品役務相互提供協定(ACSA)の改正より先に、そのための国内法の改正を行うことは妥当ではないと考えるが、岸田外務大臣の見解を伺いたい。

### 吉 田 豊 史 君 (維新)

- ・ホルムズ海峡の機雷敷設を存立危機事態と認定する際の手続きについて、横畠内閣法制局長官に伺いたい。
- ・ホルムズ海峡が機雷封鎖された場合の我が国への影響及びその際の経済政策上の対処の在り方について、宮沢経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・ホルムズ海峡の機雷掃海を日本が行わなければならないとする理由について、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

### 赤 嶺 政 賢 君 (共産)

- ・政府は北朝鮮の弾道ミサイルや核開発に対する脅威を安全保障環境の根本的変容の一つとしているが、冷戦期のソ連の脅威と比較して、具体的に何が変容したのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・2002年の米国大統領一般教書演説におけるいわゆる「悪の枢軸」発言が北朝鮮の核開発に与えた影響について、岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・普天間飛行場の形成過程について、菅内閣官房長官、中谷防衛大臣及び岸田外務大臣の認識を伺いたい。